

## 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書

### 1. 「工事監理連絡会」の実施対象工事

本工事は、当該工事の受注者、その設計を担当した設計者及び発注者が参加して、設計図書と現場との整合性、設計意図の確認などを行い、必要な設計図書の修正内容を確認するとともに、その対応を協議する「工事監理連絡会」の実施対象工事である。

「三重県公共工事共通仕様書第1-1-3設計図書の照査等」に基づき、受注者が施工前に実施する設計図書の照査を完了した後、受発注者の協議により「工事監理連絡会」を実施するか否かを決定する。なお、この時点で「工事監理連絡会」を実施しないと判断した場合においても、その後、受注者が施工途中に実施する設計図書の照査時において、受発注者の協議により必要と判断した場合は「工事監理連絡会」を実施することができる。

実施回数は、原則として1工事につき1回とする。ただし、発注者が必要と認めた場合、複数回実施することができる。

### 2. 「工事監理連絡会」の実施に伴う費用負担

- 1) 受注者は「工事監理連絡会」に要する費用として、発注者が別途指示する額を設計を担当した設計者に支払うものとする。
- 2) 発注者は受注者から支払いが確認できる書類の提出を受けた後、契約変更により相当額を支払うものとする。